

大津市新型インフルエンザ等対策に関する有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 大津市における新型インフルエンザ等対策を的確かつ円滑に推進するため、大津市新型インフルエンザ等対策に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(意見を聴取する事項)

第2条 有識者会議においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条第1項の市町村行動計画の作成又は変更に関する事項その他新型インフルエンザ等対策の円滑な推進に関し市長が必要と認める事項について意見を聴取する。

(構成)

第3条 有識者会議は、次に掲げる者のうちから市長が適当と認める者18人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医療機関から選出された者
- (3) 関係団体から選出された者
- (4) 関係行政機関から選出された者
- (5) 市職員

(会議)

第4条 有識者会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて保健総務課長が招集する。

- 2 保健総務課長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(座長)

第5条 保健総務課長は、必要があると認めるときは、会議の進行のため、有識者会議を構成する者のうちから座長を指名することができる。

(庶務)

第6条 有識者会議の庶務は、危機・防災対策課及び保健総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。